

丹沢大山自然再生委員会設置要綱

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、丹沢大山自然再生委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、丹沢大山の自然環境の保全と再生を推進するため、必要となる事項の協議を行うとともに、自然再生事業の広報・普及啓発事業などの事業を実施することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において「自然再生事業」とは、神奈川県などの行政機関及び各団体、NPO等が丹沢大山の自然環境の保全と再生を推進するため、委員会の承認を得て取り組む事業のことをいう。

(所管事項)

第4条 第2条に規定する目的を達成するため、委員会の所管事項は次の各号のとおりとする。

- (1) 自然再生全体構想の検討に関する事
- (2) 自然再生事業の計画、実施の検討及び承認に関する事
- (3) 自然再生事業の評価及び改善方法の提案に関する事
- (4) 自然再生事業の支援、助言などに関する事
- (5) 自然再生事業の調査（企画、実施）に関する事
- (6) 自然再生事業の広報、普及、啓発に関する事
- (7) 県民参加による自然再生事業の推進に関する事
- (8) 専門部会の設置に関する事
- (9) その他、目的を達成するために必要な事項に関する事

(所在地)

第5条 本会の所在地を神奈川県厚木市七沢657に置く。

第2章 組織

(構成員)

第6条 委員会は、次の各号に規定する委員によって構成する。

- (1) 丹沢大山地域において自然再生事業に取り組む団体
- (2) 自然環境等に関し専門的知識を有する者
- (3) (1)が行う自然再生事業に参加、協力できる者
- (4) 自然再生事業を広く一般に周知する手段を有し、広報に協力できる者
- (5) 関係行政機関及び関係地方公共団体

(入会)

第7条 委員会の目的に賛同し、前条の条件を有する者が、入会を希望する場合は委員となることができる。その場合、第24条に規定する事務局に書面をもって連絡し、第14条第3項に規定する幹事会の承認を得るものとする。

(退会及び解任)

第8条 退会しようとする者は、第24条に規定する事務局に書面をもって連絡しなければならない。

2 委員の言動等により委員会の運営に著しい支障をきたす場合、委員会の合意によりその委員を解任することができる。

(会費)

第9条 委員は、別に定める規則により会費を納入するものとする。

(役員の種別及び選任)

第10条 委員会には、次の各号の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 監事 2名

2 委員長、副委員長及び監事は委員の互選により、委員会において選任する。

(役員の職務)

第11条 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(役員の任期)

第12条 第10条第1項に規定する役員の任期は、2年とする。ただし、2年を経過して最初の委員会で、新役員の委員が選出されるまでは、任期とすることができる。

(専門部会員)

第13条 専門部会員（以下「部会員」という。）は、原則として委員長が委員の中から指名する。

- 2 専門部会には、専門部会長（以下「部会長」という。）、副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

(幹事)

第14条 委員会には、次の各号の幹事を置く。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 部会長
- (4) その他委員長が指名する者

- 2 幹事は、幹事会を構成し、会務の執行を決定する。
- 3 前項に規定するもののほか、幹事及び幹事会について必要な事項は、委員長が定める。

(顧問)

第15条 委員会には、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は委員長が依頼する。
- 3 顧問は会議に出席し、助言することができる。

(委員、役員、幹事、顧問及び部会員の報酬)

第16条 委員、役員、幹事、顧問及び部会員は、原則として無報酬とする。ただし、委員長が特に必要と認める場合は、謝金を支給することができる。

第3章 会議、専門部会及び幹事会

(委員会の会議)

第17条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長がこれにあたる。

3 委員長は、委員会の会議の進行に際して専門的知見を有するものの意見を聴取することが必要と認める場合、委員会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。

(専門部会)

第18条 専門部会は、部会長が招集する。

2 議長は、部会長がこれにあたることとし、必要に応じて副部会長が職務を代理する。

3 専門部会は、協議概要を第17条に規定する委員会の会議に報告する。

(幹事会)

第19条 幹事会は、幹事をもって構成する。

2 幹事会は、次の各号について検討する。

(1) 委員会及び専門部会の運営に関すること

(2) 自然再生事業の立案に関すること

(3) その他委員長が付議した事項

3 幹事会は、委員長が必要と認めたとき又は幹事の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

4 幹事会は、委員長が招集する。

5 幹事会の議長は、委員長がこれにあたる。

6 幹事会は、委員会の軽微な予算の変更を行うことができる。

(公開)

第20条 委員会及び専門部会の会議は、希少種の保護上又は個人情報の保護上の支障のある場合を除き、原則公開とする。

2 委員会の議事については、次の各号を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 構成員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(議決)

第21条 委員会の議事はこの要綱に規定するもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由により委員会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定により表決した構成員は、委員会に出席したものとみなす。

(委員長の専決処分)

第23条 委員長は、委員会を開催するいとまがないときは、その議決すべき事項について、これを専決処分することができる。

2 委員長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告しなければならない。

第4章 事務局

(事務局)

第24条 委員会の会務を処理するために事務局を設け、事務局長を置く。

(所掌事務)

第25条 事務局の所掌事務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 委員会及び専門部会の会議に関する事項
- (2) 委員会及び専門部会の会議の議事録の作成並びに公開に関する事項
- (3) 会計の執行
- (4) 委員会の広報に関する事項
- (5) その他委員会が付託する事項

第5章 資金及び会計

(資金)

第26条 委員会の資金は、会費、負担金、寄付金等の収入をもって充てる。

2 前項に規定する資金は、事務局長を名義人とする銀行口座にて管理する。

(会計)

第27条 事務局は、会計規則により会計の執行を行うものとする。

(事業年度)

第28条 この委員会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第6章 雑則

(委任)

第29条 この要綱に規定するもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成20年6月11日から施行する。
- 4 この要綱は、平成22年7月13日から施行する。
- 5 この要綱は、平成23年5月20日から施行する。
- 6 この要綱は、平成25年6月18日から施行する。
- 6 この要綱は、平成30年6月29日から施行する。